

## 秋田県告示第79号

秋田県金属鋳業研修技術センター条例（平成2年秋田県条例第50号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県金属鋳業研修技術センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定により、公告する。

承認した秋田県金属鋳業研修技術センターの利用料金は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 分	利用料金の額（1人1泊につき）
宿泊室A	4,670円以上6,990円以下
宿泊室B	5,990円以上8,970円以下
宿泊室C	6,870円以上10,290円以下
宿泊室D	7,310円以上10,950円以下

備考

- 1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 宿泊室A 床面積が22平方メートルの宿泊室をいう。
  - (2) 宿泊室B 床面積が28平方メートルの宿泊室をいう。
  - (3) 宿泊室C 床面積が31平方メートルの宿泊室をいう。
  - (4) 宿泊室D 床面積が39平方メートルの宿泊室をいう。
- 2 利用料金の額は、素泊まりの利用料金に適用する。